

パーソナルデータに関する検討会について

平成26年7月

内 閣 官 房

情報通信技術(IT)総合戦略室
パーソナルデータ関連制度担当室

1. 背景及び課題

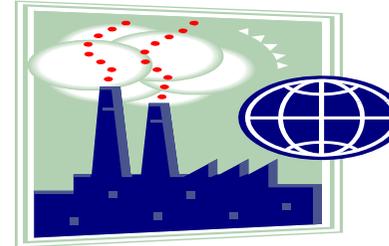
行政



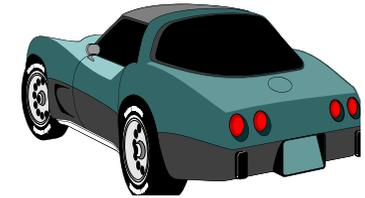
エネルギー



流通・小売

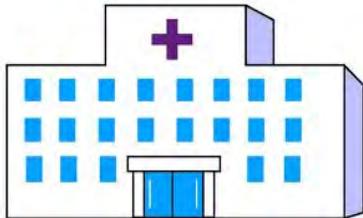


交通



ビッグデータ

医療



防災・減災



パーソナルデータ (※)

**プライバシー保護に配慮したパーソナルデータ利活用のための
データ利用環境整備が喫緊の課題**

※「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータ

2. 背景及び課題

1. プライバシー意識の高い消費者の増加

- ・ 個人情報保護法の制定から10余年が経過し、プライバシーに関する考え方が社会に広く浸透
- ・ 消費者が事業者におけるパーソナルデータの利活用に対して現行法制定当時には想定されていなかった慎重な取扱いを求める状況

事業者は、プライバシー保護の観点からどのような措置をとれば十分か判断できず、データ利活用が萎縮

2. データ取扱いの多様化

データ利活用による新ビジネスの創出や社会課題の解決等への期待が高まる中、データの取得時には想定していなかった目的での利活用や、他の事業者と連携した利活用など、技術の進展とあいまってデータの取扱いが多様化

個人情報の定義の曖昧さや、利用目的の拡大・第三者提供にかかる手続きの煩雑さといった点が、円滑な利活用を進める上で課題

3. 事業活動のグローバル化などの環境変化

事業者の活動がグローバル化し、国境を越えて多くのデータが流通する時代

- ・ 我が国の個人情報保護レベルは、欧州から十分であるとまではされておらず、例えば、欧州に展開する我が国の事業者が欧州から日本へ個人データを移転しようとした場合、各企業が個別に多大な労力を費やして欧州側の了解を得る必要
- ・ 国内法が海外事業者に及ばないことから、我が国の消費者の個人情報保護が十分に確保されないおそれ

3. 「世界最先端IT国家創造宣言」における方向性の提示

- 総務省
「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」を開催（2013年6月に報告書とりまとめ）
- 経済産業省
IT融合フォーラム「パーソナルデータワーキンググループ」を設置（2013年5月に報告書とりまとめ）



世界最先端IT国家創造宣言（平成25年6月14日閣議決定）（抜粋）

（1）オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

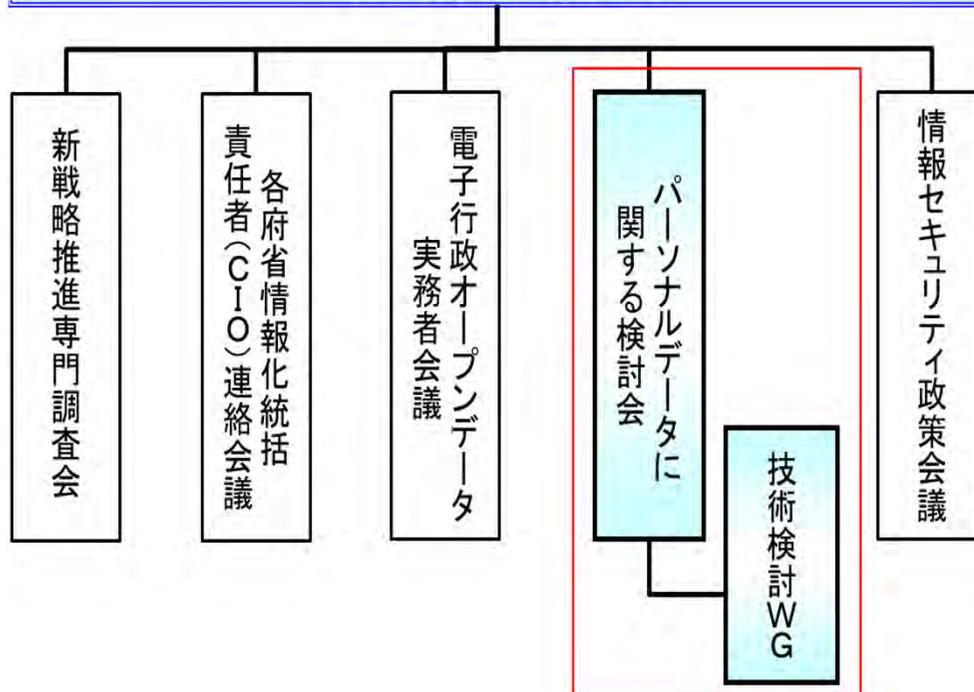
速やかにIT総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置し、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続の標準化等の取組を年内できるだけ早期に着手するほか、新たな検討組織が、**第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針（ロードマップを含む）を年内に策定**する。さらに、2014年以降に、制度見直し方針に示されたロードマップに従って、国際的な連携にも配慮しつつ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。

4. パーソナルデータに関する検討会について

パーソナルデータに関する利活用ルールの明確化等に関する調査及び検討を行う

座長 : 宇賀克也 東京大学教授 (H26.1~)
委員 : 研究者、弁護士、消費者、経済界から人選
オブザーバ : 消費者庁、特定個人情報保護委員会
事務局 : 内閣官房 IT総合戦略室、総務省、経済産業省

高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部 (IT総合戦略本部)



伊藤 清彦	公益社団法人経済同友会常務理事
宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
金丸 恭文	フューチャーアーキテクト株式会社代表取締役会長兼社長
佐藤 一郎	国立情報学研究所アーキテクチャ科学研究系教授
穴戸 常寿	東京大学大学院法学政治学研究科教授
新保 史生	慶應義塾大学総合政策学部教授
鈴木 正朝	新潟大学法科大学院教授
滝 久雄	株式会社ぐるなび代表取締役会長
長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会事務局次長
松岡 万里野	財団法人日本消費者協会会長
椋田 哲史	一般社団法人日本経済団体連合会常務理事
森 亮二	英知法律事務所弁護士
安岡 寛道	株式会社野村総合研究所上級コンサルタント
山本 隆一	東京大学大学院情報学環・学際情報学府准教授

5. パーソナルデータに関する検討会の検討状況

「パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針」策定までの検討状況

○第1回会合：9月2日

これまでのパーソナルデータに関する検討の状況と検討すべき論点の提示

- ・総務省、経産省、消費者庁よりこれまでの検討資料提示
- ・事務局より検討すべき論点を提示
- ・ワーキンググループ設置

○第2回会合：10月2日

第1回会合で事務局が提示した論点に対する各委員からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換

- ・安岡委員（ビジネス創出の観点）
- ・鈴木委員（ルール整備の観点）
- ・山本委員（センシティブ情報（医療情報）の観点）

○第3回会合：10月29日

第2回会合に引き続き、各委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。

- ・新保委員（国際的な観点から第三者機関の在り方（OECDガイドライン改訂含む））
- ・穴戸委員（第三者機関の組織構成・権限、及び憲法・国家行政組織法上の関係）
- ・伊藤委員（経済同友会からの意見）
- ・松岡・長田委員（消費者団体からの意見）
- ・参考人：第二東京弁護士会

○第4回会合：11月22日

第3回会合に引き続き、委員及び参考人からの意見についてのプレゼンと、それに対する意見交換。

- ・椋田委員（経団連からの意見）
- ・参考人：新経済連盟

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（事務局案）の提示・議論
技術検討ワーキンググループの検討状況報告

○第5回会合：12月10日

パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針（案）の決定
技術検討ワーキンググループの報告

6. パーソナルデータの利活用に関する制度見直し方針 概要

1. 制度見直し方針の背景と方向性

第63回 IT総合戦略本部決定
(H25.12.20)概要資料から抜粋

<背景>

- ビッグデータのうち特に利用価値の高いとされているパーソナルデータ（個人の行動・状態等に関するデータ）について、個人情報保護法制定当時には想定されていなかった利活用が行われるようになってきている。
- また、消費者のプライバシー意識が高まってきている一方で、事業者が個人情報保護法を遵守していたとしても、プライバシーに係る社会的な批判を受けるケースも見受けられる。

<方向性>

1. ビッグデータ時代におけるパーソナルデータ利活用に向けた見直し

- 保護されるパーソナルデータの範囲の明確化
- パーソナルデータ利活用のため、個人データを加工し個人が特定される可能性を低減したデータに関し、第三者提供にあたり**本人同意を要しない類型**とし、当該類型を取り扱う事業者が負うべき**義務等を法的に措置**
- センシティブデータについてはその特性に応じた取扱いを検討

2. プライバシー保護に対する個人の期待に応える見直し

- パーソナルデータの保護と利活用をバランスよく推進するため、分野横断的統一見解の提示や行政処分等を行う、**独立した第三者機関の体制を整備**

2. 今後のスケジュール

- 2013年12月 制度見直し方針案決定
- 2014年 6月 大綱決定・公表
パブリックコメント
- 2015年 1月 通常国会に法案提出

※欧米を含めた諸外国の制度変更との整合性を図る

	2013年	2014年	2015年
スケジュール	案作成 12月 制度見直し方針決定	大綱作成 6月 大綱決定・公表 パブリックコメント 法案作成	1月 通常国会に法案提出